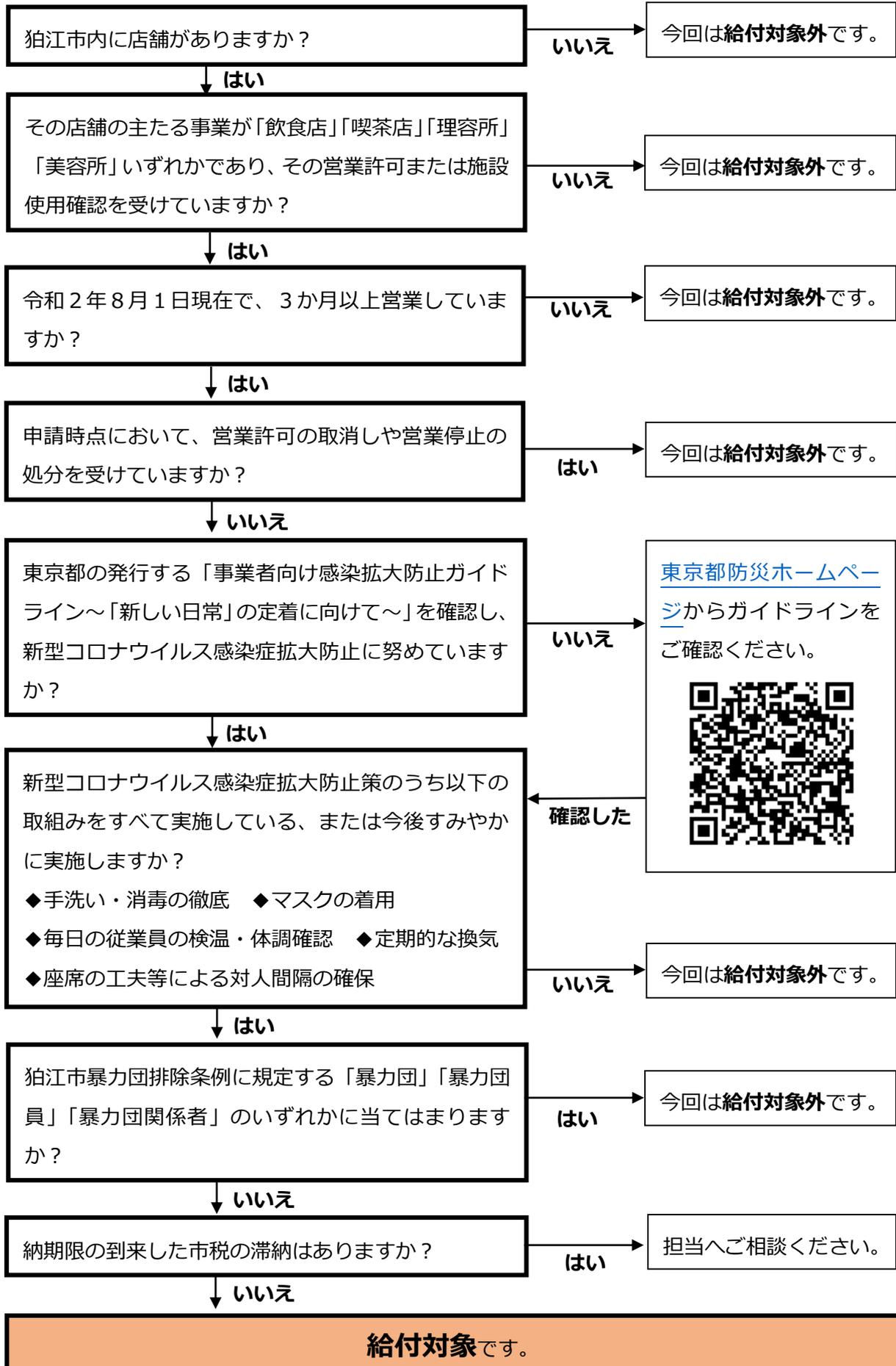


【 狛江市 3 密対策実施等事業者支援給付金 募集要項 】

◆対象要件確認フローチャート



1 対象要件

次の条件をすべて満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 狛江市内に店舗を構える者
- 2) 上記1の主たる事業が、「飲食店」「喫茶店」「理容所」「美容所」のいずれかであって、その営業許可または施設使用確認を受けた者
- 3) 令和2年8月1日時点で、3か月以上市内で営業しており、申請時点で営業許可の取消しや営業停止の処分を受けていない者
- 4) 東京都の示す「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」に則し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取組み、とりわけ次に掲げるすべてを実施している者、又は今後すみやかに実施する者

◆手洗い・消毒の徹底 ◆毎日の従業員の検温・体調確認 ◆マスクの着用
◆定期的な換気 ◆座席の工夫等による対人間隔の確保

- 5) 本市の納期限が到来した市税の滞納がない者
- 6) 狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者のいずれにも該当しない者

2 助成金の額

1 事業者につき10万円を助成し、1事業者につき1回限り交付する。

3 受付期間

令和2年8月17日（月）～ 令和2年10月30日（金）※必着

4 提出書類等

1) 提出書類等

- 狛江市3密対策実施等支援給付金申請書兼口座振替依頼書
- 狛江市3密対策実施等支援給付金申請に係る宣誓・同意書
- 飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証、理容所確認済証、美容所確認済証のいずれかの写し
- 振込用通帳の最初の見開きページの写し

2) 提出場所 狛江市役所2階 市民生活部地域活性課

住所：〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL：03-3430-1111（内線2225～2227）

3) 提出部数 各1部

4) 提出方法 原則郵送

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でのご申請にご協力ください。
◆[狛江市ホームページ](#)より、料金受取人払封筒の様式をプリントアウトし、封筒に貼り付けて投函すると、切手不要で当市あてに郵送することができます。



5 その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 申請者の市税等の納税状況について、関係課へ照会を行います。
- 2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めません。
- 3) 提出された書類は返却しません。
- 4) 提出された書類の複製を作成する場合があります。
- 5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を追加で求める場合があります。
- 6) 申請内容に疑義が生じた場合等において、現地調査を行うことがあります。